

## 内閣府本府政策評価有識者懇談会（第28回）議事録

1. 日 時：平成30年3月27日（火）15:54～17:10

2. 場 所：中央合同庁舎第8号館5階共用D会議室

3. 出席者：

（委員）

座長	山谷 清志	同志社大学政策学部・大学院総合政策科学研究科教授
	田辺 国昭	東京大学大学院法学政治学研究科・公共政策大学院教授
	南島 和久	新潟大学法学部教授

（内閣府）

	河田 浩樹	内閣府大臣官房政策評価広報課長
	橋爪 孝明	内閣府大臣官房政策評価広報課課長補佐

4. 議 題：

- （1）第6次内閣府本府政策評価基本計画の改正について
- （2）平成29年度内閣府本府政策評価実施計画の改正について
- （3）平成29年度内閣府本府政府評価（事後評価）について
- （4）平成30年度内閣府本府政策評価実施計画の作成について
- （5）今後の予定

○山谷座長 それでは、ただいまから第28回「内閣府本府政策評価有識者懇談会」を開催いたします。

本日の懇談会は、これまでの懇談会と同様、公開にて行います。

また、田中先生は所用により欠席でございます。

まず、河田課長から挨拶をお願いいたします。

○河田課長 内閣府大臣官房政策評価広報課長の河田でございます。

皆様、本日は年度末のお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

本日は、第6次内閣府本府政策評価基本計画や平成30年度の実施計画案などについて御審議いただくことになってございます。基本計画につきましては、政府全体においてEBPMの推進が図られているところでございまして、総務省における動向も踏まえまして、EBPMの推進の観点からも定量的な指標開発などに努める旨を明記することといたしました。また、平成30年度の実施計画案の作成に当たっては、施策の特性に応じた形での評価が可能となるよう、指標などについて一部見直しを行っております。

先生方におかれましては、忌憚のない御意見、御指摘をいただきまして、当府の政策評価の向上に御協力いただきますようお願いいたします。よろしくお願い申し上げます。

○山谷座長 ありがとうございます。

それでは、本日の議題は5点でございます。「1. 第6次内閣府本府政策評価基本計画の改正について」「2. 平成29年度内閣府本府政策評価実施計画の改正について」「3. 平成29年度内閣府本府政策評価（事後評価）について」「4. 平成30年度内閣府本府政策評価実施計画の作成について」「5. 今後の予定」、以上の5点です。

それでは、事務局から本日の資料についての説明をお願いいたします。

○橋爪課長補佐 私は、政策評価広報課の補佐をしております橋爪でございます。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

お手元の資料の確認をさせていただければと存じます。議事次第に資料一覧がございますけれども、資料1-1、1-2、1-3、資料2-1、2-2、資料3、資料4-1、4-2、A3で折られております資料4-3というのがございます。それから資料5。そして、参考資料1はA3の折られているものと、参考資料2、参考資料3、参考資料4、参考資料5、横組みの参考資料6というものでございます。

不足等ございませんでしょうか。

（「はい」と声あり）

○山谷座長 それでは、これから議事に入ります。議題1から3まで事務局から御説明をお願いいたします。

○橋爪課長補佐 それでは、御説明を申し上げます。

まず初めに、議題1から3までをまとめて御説明させていただきます。第6次の基本計画の改正と29年度の実施計画の改正、それから成年後見制度の利用の促進の関係で、事務が内閣府から厚労省に引継ぎをされるため、年度内に事後評価を行う案件がございまして、

それについて議題3で御説明させていただきます。

まず、議題1の関連で資料1-1と資料1-3を使って御説明をさせていただきたいと思えます。第6次内閣府本府政策評価基本計画の改正ということをごさいますして、第6次内閣府本府の基本計画は、平成29年度から31年度の3年間を対象とした計画でございすが、昨今の情勢変化なり政策評価、政府全体の横断的な動き等を踏まえた改正を行うこととさせていただきたいと考えております。資料1-1に主に要点を3点まとめております。

まず、1つ目は証拠に基づく政策立案、EBPMということで、政府全体でその推進を図っておるところでございまして、平成29年、昨年5月の統計改革推進会議、これは官房長官が議長のものでございすけれども、その取りまとめにおいて、政策評価に関しましても統計等データ利活用の推進、統計等データの評価書等への明記などの取組を進めることとされております。

これを踏まえまして、各府省においてEBPMの推進に関してどういった取組ができるかというのを検討しておる段階でございすが、内閣府においては29年度中に政策評価の計画等にEBPMの推進の心構えと反映を図るということにされておりまして、これを受けまして、今回基本計画のほうに「統計等を積極的に利用してEBPMを推進する観点から」定量的な評価手法の開発等に努める旨を明記することとしております。

具体的には資料1-3の3ページ目でございす。左側が改正案でございまして、右側が現行案でございす。そもそもEBPMというのは何かということでございすが、私が説明するまでもないこととございすけれども、いろいろ議論のあるところとございすが、内閣官房の行革推進本部の一つの文章で言うところによりますと、EBPMというのは政策の企画立案過程の変革なのだということ、ともすれば政策の企画立案や検証の根拠を、アドホックなエピソードベースになりがちなものから、できるだけ政策目的を明確化して、効果の測定に重要な情報やデータは何かというのをきちんと設定して、エピソードベースからエビデンスベースに転換を図っていくということとございまして、これまでも先生方に御協力いただきまして、いろいろ厳しい御指摘もいただきながらでございすけれども、できるだけ定量的な評価手法、数値を使って評価ができないかということに常に努めておるところとございすが、ここに重ねる形でEBPMの観点を意識してやっていくのだということと書かせていただいているのが3ページ目の4ポツのところの追記、改正案でございす。

続きまして、資料1-1、改正のポイントの2番目でございす。法律案等において規制を新たにかける、あるいはそれを改正する場合において、事前に評価をするということに従前はなっていたわけですが、昨年、政策評価に関する基本方針において、事後評価についてもきちんと位置づけてやっていくべきではないかということ、政府全体の基本方針の中で規制に関する施策の事後評価が位置づけられたところとございす。

それを受けまして、資料1-3の6ページ、7ポツに事後評価の実施に関する塊がございまして、その中で規制に係る政策評価というのを新たに置いて、政府全体のガイドライ

ンに基づいて事後評価を行うということを明記しておるところでございます。

資料1-1に戻っていただきまして、3つ目のポイントです。これは我々として基本計画の使い勝手を考えたときに、今まで基本計画の中に対象となる施策の一覧をつけておりまして、内閣府というのは割と業務が新しく追加されたり、出ていったりということが非常に多くございまして、単にこれの変動があった場合に計画全体の改正を行わないといけないのもちょっと合理的でないと思っておるところでございます。ほかの省庁の例なども見ながら、基本計画から切り離す形にさせていただいて、他方で、毎年度の実施計画においてはきちんと位置づけるという形にさせていただきたいと思っておるところでございます。

以上が第6次基本計画の改正のポイントでございます。

続きまして、2番目、昨年度皆様にも御意見等をいただきまして作成した29年度の実施計画に関しまして、形式上の改正の必要が生じたところがございますので、ざっと御説明をさせていただきます。これは先ほど基本計画で規制の事後評価を位置づけた関係で、それにはねる形で29年度の実施計画においても規制の事後評価を位置づけさせていただいております。

それから、先ほど一覧ということを申し上げましたけれども、それに関しまして平成29年度補正予算で新しく施策が加わった、予算がついたことに伴いまして、これをきちっと政策評価していこうという部局の意思もございまして、1つ追加をしております。「生産性向上の推進」ということで書いておりますが、中小企業やサービス業における生産性向上の取組の横展開を図っていくものということでございまして、具体的には資料2-2の計画の事前分析表の10ページ目に新しく追加をさせていただいております。補正予算でついたものですが、実質的には施策は30年度にかけて行われるということで、今、その箱だけできているような状態でございますが、そういうことで一つ施策を追加しておるところでございます。

以上が29年度実施計画の改正でございます。

3番目、資料3ということで、議題上、平成29年度の政策評価案ということにさせていただいておりますけれども、具体的には先ほど少し申し上げましたとおり、成年後見制度の利用促進という施策について、そもそもは3ポツの「政策の目的」のところに書いてございますが、成年後見制度の利用の促進に関する法律が28年にできまして、内閣府において基本計画を作成し、計画的な推進等を図るということにされておりましたが、もともと基本計画をつくって、ある程度施策が流れ出した段階で厚労省への事務の引継ぎを図ることが予定されていたところがございます。そのタイミングというのが、法律の公布の日から2年以内に政令で定める日ということになっておりまして、それが本年の4月に厚労省への事務の引継ぎを予定されておるところでございます。

内閣府から厚労省に施策が引き継がれるということで、その前に内閣府として事後評価を実施したところがございます。ただ、他方で、基本計画を策定して、29年度が実質的な

1年目で、29年度がまだ終わらない段階でありますので、なかなか定量的な評価が難しいわけですが、1枚おめくりいただきまして、総合評価方式をとっておるところでございます。2ページ目の頭、平成30年2月末時点までの実施状況を書かせていただいております。まず、計画をつくったということが内閣府としては一つ大きな仕事であったところがございます。制度の周知、市町村計画の策定等、それぞれ計画の構成に沿って施策を並べてございまして、具体的にどんな施策を今、展開しているかということを書いたところがございます。

4ページ目が内閣府としての引継ぎ前の最後の仕事ということで、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度、いわゆる欠格条項に関して、見直しの法案を出すということが内閣府の宿題になってございまして、2月段階では今通常国会での改正法案の提出を目指して検討を進めているというところであったのですが、先日3月13日に法案を取りまとめて国会に提出したというところがございます。

昨年度もアルコール健康障害対策の推進の関係で御指摘をいただいて、これが意義深い政策評価としてなかなかやりにくいところがある、難しいという御指摘もいただいたところなのですが、計画を立てて1年目ということで、ここまでの進捗状況を記すという構成になっておるところでございます。

以上、議題1から3の御説明をさせていただきました。

○山谷座長 ありがとうございます。

では、今の御説明に対して御質問あるいはコメント等ございましたらお願いします。いかがでしょうか。

○田辺委員 まず、基本計画の改正のところでございますが、1つは証拠に基づく政策立案というので、「統計等データ利活用の推進及び統計等データの評価書等への明記」と書いているのでありますが、ただ、実際はエビデンスというのはこんな甘いものではありませんで、アメリカやイギリスで「エビデンス」と言ったときは、無作為の比較試験で有効性が統計的に確認されたということなので、それから比べて、目標をわざわざ高くしないというのも余りよくないのですけれども、ちょっと理解が甘過ぎる中で進めているのではないかとこのころがあります。

ちなみに、私がやっている中医協はエビデンスベースのトップでありますから、当たり前ですが、医学の分野は全部比較試験で議論しないとつちもさちもいかないので。それと同じことを、例えば社会一般の分野全般にどこまでできるかというのは、余り広く考え過ぎないほうがいいというのが私の今のところのスタンスであります。

例えばアメリカやイギリスで行われているのは幾つかありますけれども、余りいい例ではないですが、青年に対するプレグナンシー、妊娠しないようにという教育のところ、政策的にその情報を流すのか、それともコンドームの使用を促すのかということランダムコントロールでやりまして、当たり前のようにコンドームを使ったほうがいいと。そんなのはやる前から分かっているのではないかとこのころがあつて、ただ、実際の政策は、

宗教の問題があるので、それに基づかずに、広報だけというようなことをやっている例があります。これは余りいい例ではないです。

ただ、いい例としては、宗教に関する支援の部分で、どういう支援の形態がいいのかというのを本当にランダムに割り振って、実際に特定の人にはこういう措置をして、特定の人にはこういう措置をしないというようなことで差を出していますので、要するに、個人単位でビヘービアを変更させるというものに関しては恐らく意味があるのだろうと思っています。

他方、もう少し広いマクロの経済政策とか公共事業などというのは、こういう意味でのエビデンスベースドというのはほとんど意味がないので、実際に何をコアとして狙うのかというところは少し考えておいて、省内でこれはというものを検討したほうがいいというのが一つであります。

また、総務省のほうで共同研究をやりましょうということを各省に呼び掛けていたと思いますが、内閣府はこれをやりましょうというところでお手を挙げになったのでしょうかというのが第1番目のコメント並びに質問であります。

2番目は規制の政策評価のところであります。これを基本方針の中に入れていただいたのはいいことではありますが、ただ、この元のワーキンググループで議論したところが幾つかあるのですけれども、一つは費用だけはちゃんと定量化しましょうよと。効果のほうはいろいろ難しいところがあるのですが、影響という言い方をしているのですが、費用だけは見える化して、規制というものがどのくらい社会に対して負担をかけているのかというところを見るようにしようというのが一番大きな方向であります。

2番目は、ただ、そうはいつでも、やらなくてもいいものはたくさんあります。例えば条約で、規制物質が出てきたときに、それを国内法に置き換えたというのは、費用などを計算してもしょうがないので、そのまま落とし込めばいいだけですから。そういった場合に、簡単な評価のようなものを実施できるようにしたというのが2番目です。

3番目は、ここに書いてあることですがけれども、規制のライフサイクルのような発想を入れております。どういうことかということ、事前評価でRIAを実施して費用と効果のところをはっきりさせる。5年後や6年後にそれがどういうふうに動いてきたのかというところをチェックして、効果がなかったら、効果がなくても、一旦入れてしまうと外すというのは意味があるのかどうか分かりませんが、参加コストが生じたときに、元に戻してしまうというのは余り意味がある対応だとは思わないのですが、それでしっかり管理をしてくださいというところでもあります。こういうライフサイクルを回すときに一番大切なのは、事前評価を実施したというときに、5年後に事後評価を実施しなければいけないということを担当部局が覚えているということでありまして、担当部局は結構忘れるので、それに対する管理とは言いませんけれども、事前評価を何年前に実施したので、そろそろ事後評価の実施時期ではないのかというところは、政策評価広報課のほうで思い出させないと出てこない可能性がありますので、そこは中の構築をきちっとやっていただければと思

います。

前の基本計画のところを見ると、担当部局ではなく政策評価広報課が決定すると書いているのでありますが、実際に評価を実施するのはやはり担当部局になると思いますので、その部分と、今、申し上げたような事後評価の時期が来ましたよという管理のところは、この文章の左側の改正案で読めないことはないと思うのですけれども、その部分はきちっとしておいていただきたいなというのが2番目であります。基本計画に関しては以上です。

3番目、資料2の29年度の改正案のところですか。今、国会で議論されている公文書管理が事前分析表の最初にあるので目立つのですが、ガイドラインは29年度の間にもう確定したのですか。

○橋爪課長補佐 ガイドラインは昨年末に決定されました。

○田辺委員 確定して、それを動かしている。

○橋爪課長補佐 それを踏まえて、各府省の文書管理規則をこの年度末までに改正しているところですか。

○田辺委員 変更するところまでですね。

○橋爪課長補佐 そうです。

○田辺委員 実際にそれで運用されるかどうかのチェックは、来年度以降というスケジュール感ですか。

○橋爪課長補佐 そうです。

○田辺委員 分かりました。そうすると、なかなかこれは入れ込んでおく必要がありますけれども、事後的にそれで動いたかどうかは1年後ぐらいの評価になろうと思いますので、その点はきちっとやっていただければと思います。

ただ、レコードスケジュールを設定すると、大体ほぼそのまま行って、公文書館のほうに移管されますので、目標値がずっと93.8%になっていますけれども、もう少し何かないのかなと思います。29年度よりもむしろ30年度の話かもしれませんが、レコードスケジュール管理の重要性というのは言われていますので、目標値としては、本年度の問題ではないと思いますけれども、やっていただければというのが3番目です。

最後は総合評価書の要旨案でありますけれども、これは要旨案なので、本体はもっと厚いのがあるのかなと。私、よく分かりませんが、評価書を厚くするのは余り好きではないのであります。

○橋爪課長補佐 分かりにくくて申し訳ありません。1枚目が要旨でありまして、2枚目以降が本体です。

○田辺委員 はい。ありていに言って、もっと頑張ろうよというのが私のコメントであります。

Iのところは、利用の促進を図るために広報・周知に取り組んでいる。それはそのとおりですけれども、少なくともパンフレット、ポスターを作成したら、何枚程度どこに配ったとか、情報を上げるべきだと思いますし、あと、成年後見制度の広報を実施した結果、

成年後見制度がどのくらい認知されているのかとか、何かないのかという数字に関するコメントが一つ。

Ⅱの市町村計画の策定ですが、策定の働きかけを行っていて、まだ動いていないだろうなという気はするのですが、ただ、例えば2月段階で何件ぐらい策定したという数字は出していただかないと、奮闘努力のかいもなくという感じでゼロ件かもしれませんが、情報として余りに不親切かなという感じはしております。

Ⅲのところはともかくとして、Ⅳの地域連携のネットワークづくりのところも、ネットワークの構築を図ったのだったら、できたところはどんな形になっているのだとか、実績のデータを出していただかないと何とも申しようがないという感じはしております。

ⅢとⅤ、Ⅵのところは検討しますという話でありますので、これはこういう書きぶりでもって仕方がないというか、ある程度定性的でも全然構わないという感じはしております。

最後は、4ページのⅦ、措置の見直しというところですが、恐らくこれは欠格条項が制度の利用を躊躇させているという非常に重要な指摘だと思うのですが、普通だったら、どこかで利用を躊躇するなどという調査があつて、あなたたちは制度を知っているにもかかわらず何で利用しないのというものがあつて、少しエビデンスらしくなってくるので、何かないのかと。これが最低限のエビデンスです。一番初めに申し上げたのは最高レベルのエビデンスですが、少なくとも下のエビデンス、緩いエビデンスと言えれば緩いエビデンスですが、それをもうちょっと書きましようという意味で申し上げた次第であります。

ただ、余り強く言ってこれが40ページぐらいのものを要求するというのは少し違うかなという感じもするので、数字ぐらいは入れ込めるものがあるので、入れ込む癖をつけておいたほうがいいのではないのでしょうかというコメントであります。

以上、4点程度申し上げました。

○山谷座長 ありがとうございます。

○橋爪課長補佐 まず、EBPMの関係で、確かに何をどこまでやるべきかというのは、まさに政府全体で悩んでいるところです。

○田辺委員 指名しているほうが分かっていないなというのがあるので。

○橋爪課長補佐 ずっとやられているところは当然というところで、それを全体に意識づけるためのキーワードに安易に使われてしまうということもあるのかもしれませんが。

先生のおっしゃるところにうまく適合するものかどうか分かりかねますが、まさに総務省が、実証的研究ということで幾つか有効にできそうな政策をピックアップしてやっているということで、総務省のほうで事例集めをしておるところでして、内閣府のほうでは、総務省とのすり合わせをする過程で、女性活躍に関して実施する方向で今、進んでいるということを承知しているところでございます。

○田辺委員 あれば厚労省だけでなく内閣府も。

○橋爪課長補佐 そうです。内閣府プラス厚労省です。

○田辺委員 分かりました。

○橋爪課長補佐 あとは規制のところ、我々も人事異動が多い中で、部局も同様の中できちっと事前評価をして、何年後かに事後評価をするというサイクルが、規制もそうですし、あるいは総合評価というところもそうなのですけれども、その管理をしっかりしていくというところは、まさにご指摘のとおりで、我々も急に着任して戸惑うところがあるところをございまして、計画のところ、我々の態度次第というところもあるとは思いますが、何か追加できるかというのを少し検討したいと思います。

公文書管理のところは、この後、30年度の実施計画案を説明するところなのですが、ただ、御指摘のとおり、30年度にそのまま当てはまるところをございしますが、部局側とも話をしてみたいと思うところをございします。

成年後見のところは、去年のアルコールと同様の形になってしまっているところがあるのでございしますが、確かにネットワーク構築、アウトカムのものを入れ込むというのはなかなか難しいと思うのですが、まさにパンフレット、ポスターをはったり、あるいは説明会を開催したり、単純なアウトプットのところは既に実施されている部分もあるところですので、どこまで数値を入れられるか、タイミング的に引継ぎのところであるのですけれども、部局とも話をしてみたいと思います。

○田辺委員 この2年間というのは、厚労省は別に動いてはいないのですか。

○橋爪課長補佐 いわゆる基本計画全体を推進する立場というのは内閣府であって、それぞれの施策は当然厚労省が持っているところで、まさに計画に従ってやる場所がありますし、当然従前からやっている部分もあるにはあるのですけれども。

○田辺委員 その情報は内閣府に戻ってこないのですか。

○橋爪課長補佐 事務的な話になってしまうのですが、この計画に限らず、進捗状況の刈り取りのタイミングが年度途中でなかなかないというところがありまして、こういう若干中途半端な時期にやらなければいけないときに入れ込みづらいというのがあるわけをございします。

○田辺委員 分かりました。ありがとうございます。

○事務局 補足的に申し上げますと、成年後見制度に関しては、要旨の5ポツの今後の取組方針にもございしますが、進捗状況については、基本計画の中間年度である平成31年度に取りまとめをするということになっておりますので、今の段階ではなかなかできないというところがあり、申し訳ありません。

○田辺委員 分かりました。ありがとうございます。そこでやっていただけるのだったら。

○事務局 それと、先ほどの公文書管理の件ですけれども、事前分析表の設定の根拠にあるのですが、目標値について、今の基本計画の期間内ではひとまず平成27年度の実績値である93.8%以上を目指しましょうということになっているのですが、次期政策評価基本計画策定時には実績を踏まえて数値を見直しましょうということにしております。

○田辺委員 分かりました。ありがとうございます。

○山谷座長 ありがとうございます。

それでは、南島先生、どうぞ。

○南島委員 御説明ありがとうございます。

今、ここに並んでいる有識者は3人とも行政学が専門でありまして、行政学というのは、EBPMが眼目としている合理的な意思決定と向き合ってきたという学問的な蓄積がありますので、そういうバイアスがある話だと思って聞いていただければと思います。コメントを申し上げたいと思います。

EBPMは、もう釈迦に説法ですけれども、内閣官房の「EBPMのニーズに対応する経済統計の諸課題に関する研究会」というのがかなり形をつくっていったということで、経済統計回りでGDP関係の話が最初されていました。そういうこともあって経済学者が入っていったという経緯が最初あったかと思います。その後、「官民データ活用推進基本法」が28年12月に出てくる。ビッグデータ等々が出てくる中で、これを何とかうまく活用できないかという話でもう一段レベルが上がったということがあったかと思うのです。その後、対象分野についてですけれども、ほかにできないかという話になりますと、今度は厚生労働省や文部科学省が入ってきた。教育や医療の分野です。これは昔からEBPM、エビデンスアプローチをやっているところなので、それが参加してくるということになっていったかと思います。

ところが、この間から方向性がだんだん変わってきて、政策評価でという話が行革本部のほうから全面的に出てきて、それで政策評価と接合という話になっていったかと思えます。政策評価と接合するときにエビデンスは重要だと言いながら、今度はロジックモデルやそういうものが表に出てきています。政策評価のところで活用しなければいけないということになってきています。

つまり、流派が幾つかあるわけです。経済学者が言っている合理的な意思決定ということ。それから厚労省や文科省が言っている専門分野で昔からエビデンスアプローチをとっているグループ。最後に政策評価とどうつなぐかというのが出てきて、ロジックモデルだという話がそこに合体してくる。3系統ぐらいあるのかなと思っております。

私は行政学者なので最後の政策評価のところに関心が行くわけですがけれども、今回の基本計画については、政府全体で取り組まなければいけないという宣言をされたということについてはいいのかなと思っております。問題は、具体的にこの後、行政機関の中でこれをどう実装していくのか、具現化していくのかということになるかと思えます。ここから先、これが問われていくということになります。今回基本計画に書き込まれたので、それを何とか少しでも形にしなければならぬ。モデルをつくるというのも一つの方法だと思えます。

私が気になるのはということで申し上げたいと思います。中でまた検討していただければと思います。評価方式が「事業評価方式」、「実績評価方式（目標管理型評価）」、「総合評価方式」とありますが、どこにくっつけるのか。実は合理的意思決定というのは「事

業評価方式」に一番なじみがあるお話です。そうすると、それを採用している例えば規制とかというところに本来はなじみがあるはずなのです。そことエビデンスアプローチというのを合体させていくというのは一つの選択肢かなと思います。しかし、今まで頑張っただけでもなかなか合理性が高まらなかったのも、そこがどのくらいできるのかという問題があるかと思えますけれども。

実績評価方式（目標管理型評価）は、いろんなデータを活用しています。例えば、アメリカにおいてGPRAMAでは、Data-Driven、Evidence-Basedをしっかりと評価の中に入れていこうとしています。そのためには、「政策評価の重点化」をやらなければいけないという話になるわけですが、何でもかんでもというわけにはいかない。こういうふうに網羅的な評価ではなくて、「特出し」の「深掘り型の評価」でやらなければいけない。そうすると、「総合評価方式」とどう接合させていくのかというのがもう一つ課題になっていくだろうと思います。

実績評価方式（目標管理型評価）をそのまま全部というわけにはいかない。対象分野を重点化させないとできない。なので、内閣府は今、実績評価方式（目標管理型評価）と総合評価方式を併用しておられるので、最後に御紹介いただいた成年後見の話ですけれども、これをどうバージョンアップできるのか。田辺先生とコメントが同じになりますが、もう少し何とかならないのかということにお話は向くかと思えます。

それ以外に論点として考えられるのは、「事前分析表」が「ロジックモデル」を代替するものということになっております。以前、この場でも田辺先生が御説明していただきましたけれども、事前分析表は「ロジックモデル」を代替するものになっていて、指標がついている。この「事前分析表」をつくっていくプロセスにEBPMをかませることはできないかというのがもう一つの論点になります。

使い方としては、3つの選択肢がひとまずあるのかなと思います。「事前評価」との接合、そして「総合評価方式をレベルアップ」させる、それから「事前分析表」の梃子入れ。この3つのうちのどれを示していくことにするのか。一番簡単なのは恐らく「事前分析表」ではないかと思えます。ロジックモデルに代替されたEBPMの話ですので、ここをもう少しレベルを上げていく。ただし、「事前分析表」は、その様式を総務省が提供しているので、総務省とよく話をしないといけないということになるかもしれません。モデルを出すときも、「ロジックモデル」を出すのだったら、「事前分析表」は要るのかどうかという話にもなると思えますので、そこを今後はもう少し詰めていただくということが大事なかなと思います。

いろいろ申し上げましたけれども、EBPMと政策評価を接合させる場合には、単純に部局のほうからEBPMの事例を出してくれというだけでは厳しいと思うのです。だから、ポイントを絞って、どこでEBPMとつなげていくのか。EBPMと政策評価は別物ですので、ここのつなぎ方をどうするか、インターフェースをどうするかという工夫を御検討いただくのではないかと思います。

この政策評価有識者懇談会で議論してきた蓄積の中からも一つ申し上げたいと思うのですが、政策の類型整理をしようということは何度かしてこられたと思うのです。要するに、政策の特性がある。例えば調査のようなものとEBPMはそう簡単につながらない。普及啓発とEBPMもなかなかつながらない、難しいというお話になるかと思います。そういう政策類型の話をごここまでこの場で議論してきていますので、もう一度それを思い出していただいて、適合するものと適合しないものの仕分けをしておいていただくということも必要なのかなと思います。

以上、コメントであります。

○山谷座長 コメントに何かありますか。

○橋爪課長補佐 先ほどの事前分析表に少し手を入れるというところで、ロジックモデルとは何かというような議論が先日の政策評価審議会でもかなりあったと承知していますけれども、今の事前分析表を見て思うのは、必ずしも施策の全体を定量的に評価できていないというか、何となく数字がつきそうなものだけ載せて、それで施策のある程度のパッケージの指標にしてしまっているというところがあって、ロジックモデルというのがこの事前分析表をつくる前にあれば、その線が伸びていく中のどこどこに効果を測ることをしないといけなくて、そのうちここはある程度数字がとれるけれども、ここは数字がとれていない、あるいはどういうふうにとったらいいかわからない。そういうのがあった上で事前分析表があるといいかなと思ったのですけれども、先生がおっしゃった、事前分析表の代わりにロジックモデルになるというのはどういう御趣旨でしょうか。

○南島委員 評価についてロジックモデルが必要だという話はもともとあったわけですし、評価を議論する際には我々もロジックモデルを照会するのですね。それに代わるものが何かないかという議論の中で事前分析表が登場してきました。要するに、事前分析表はロジックモデルを代替するものなのだというふうな話であったのですね。それが、事前分析表が登場してきたときの御説明であったかと思います。

ところが、その後もう一回ロジックモデルを、と言われているわけです。そうすると、その2つの関係はどうなるのかなという整理は必要になると思います。少なくとも事前分析表をつくれと言ったのも総務省、ロジックモデルをつくってみてはどうかと言っているのも総務省であれば、ロジックモデルの取扱いに関しては総務省とよく相談をしていただくということが重要になるのではないかと思います。

もう一つは、EBPMが政策評価に落ちてきた段階で、それをロジックモデルとして議論しましょうという話になっていますから、要するに、EBPMそのものではなくて、ロジックモデルに置きかえてEBPMを推進しましょうという話にできてしまっていますので、この2つの関係がどうなるのかというのは、ちょっと注意が必要だと思います。

最後の論点については、もう一つ申し上げますけれども、政府全体でEBPMを推進することが統計改革推進会議の最終取りまとめで言われたということですが、結局、これを総務省がどう引き取るのかというのが政策評価の運用においては重要な意味を持ってい

るわけです。ところが、先ほどの御説明では、基本計画の改定は政策評価に直結させて、EBPMの推進を宣言されたということです。間に総務省が入っていない。となると、その部分はこちらで整理しないといけないということになるのか、総務省でもう少しよく協議して整理していったほうが良いという話になるのかということになるわけです。まだ議論が途中ですので、趨勢をよく見つつ、最終的に落ちは決まっています、内閣府において有効に使えるという形に整えられれば良いわけですので、その落ちを外さないようにしていただければなと思っています。

○山谷座長 よろしいですか。

○橋爪課長補佐 おっしゃるとおり、EBPMのかけ声の段階で今、そのままかけ声として載せたというところがございまして、それをきちっと技術的にも理念的にも政策評価にどう落とし込めるかということが総務省も今、宿題になっており、我々も総務省を見ているだけではなかなかというところもあって、かといって頭を悩ませている以上になかなか出ないところがあるのですけれども、ここに書いてあるのはそこまでだということがあります。総務省とも相談するということだと思っています。

○山谷座長 では、まとめようと思うのですが、田辺先生からも南島先生からも出てきた重要なポイントが幾つかあって、その時々EBPMの推進や、規制の事前評価や事後評価の義務付けなどが出てくるのですけれども、これをずっと長いスパンで見ると、継続して評価のデザイン、仕組みを設計していないのです。だから、いろんなところでばたばたして、しかもうまく整合性がとれないで、ただし、2年、3年で皆さん、人事異動でいっしょにならなくなるので、何とか回っているような錯覚はあるのではないかなという気がするのです。

そもそも論で言えば、EBPMでも何でもいいのですが、基本的に何にお使いになるのかということが余り分からないまま、かけ声の中でやっている。昔の教科書をひもとくと、西尾勝先生が1976年の『行政学講座3 行政の過程』の「効率と能率」という論文の中で書かれているのですが、役所の中で回す政策評価もあり、対国民に対して説明するためのツールとしての政策評価もあり、どちらをとるのですかと。恐らくこれは別の話だと。根源にあるのはそこなのです。それを全部一緒にやろうとする、つまり、政策のマネジメントとあわせてアカウントビリティもやろうとしていると、とんでもなく大変な作業になってしまうのです。しかし、行政の哲学的なところになりますが、そこを分けて考える必要はどこかでやらなければいけないのですが、誰もしないので、とんでもない作業が発生している。だから、そこをEBPMの話も考える必要があるのではないかなという気はします。これは感想です。そうでもない大変なことをやらざるを得なくなって、限られた人員、限られた時間の中で実験までやれというふうに言われてくると、それはないのではないかなと思います。それが今回のEBPMの話を伺って感じているところです。

個人的に言えば、どこかで省エネを図ったほうが良いのではないのかというところで、省エネの方法論は先ほど田辺先生から御指摘がありましたので、それを御参考にやってい

かれればいいのかと思います。

1、2、3に関しましてはよろしゅうございますか。

では、議題1、2、3に関しましては以上にいたします。

それでは、議題4「平成30年度内閣府本府政策評価実施計画の作成について」、御説明をお願いします。

○橋爪課長補佐 それでは、平成30年度の実施計画のポイントということで、資料4-1と4-2を主に使いまして御説明をさせていただきます。ポイントをまとめておりますけれども、1番目の政策体系図。これは形式的なところでございますが、政策評価を行う政策の一覧の中から先ほど申し上げた成年後見の件を削るということと、若干の情勢変化に伴いまして施策の名称の変更等を行うものが2つございます。それは形式的なところでございますので、次に行かせていただきたいと思います。

続いて、事前分析表でございます。施策の特性に応じて適切に政策評価を実施するため、一部できる限り見直しを図っておるところでございますけれども、幾つか御紹介をしたいと思っております。そこに①から④まで仕分けをして書いております。

1つ目は政策評価実施予定時期の重点化ということで、毎年政策評価を行うというよりも、きちっと情勢なり数字はとりつつも、ある程度まとまったところで評価を行うということを積極的に取り入れてはどうかという全体的な方針の中で、資料4-2の6ページ、国際広報の関係でございまして、これはこれまで毎年事後評価を実施していたところを、次の事後評価実施時期については少し間をあけて32年度にしようというものでございまして、当然数値は毎年とっておるところなのですが、毎年数字のばらつきがかなり大きく出てしまうというところで、ある程度の期間をとって傾向を見ていく形にしたいということにしています。それが①でございます。

②は、同様に施策の事後評価の重点化というか、一つ省力化のようなところもありますが、モニタリング、毎年数字を見ていくというのを基本として、目標を達成しなかったときのみ評価を行うということで、基本的には定常的な業務で滞りなく行っていくけれども、何か起きたときに、それはどうだったかという評価を行うという形にするというものでございまして、これが資料4-2の55ページでございます。

少し分かりにくい表現で書いておりますけれども、要するに、児童手当に関しまして、お子さんが生まれてすぐに請求すれば、生まれた翌月からすぐに支給をされるところでございまして、95%以上と書いてありますが、できるだけみんながそういう形になるようにやっていくということで、基本的に95%を確保している間は数字を追っていくということにして、これを下回ったときにどうだったかというのを分析する形にしたいと考えております。

③が測定指標の変更ということで、5つほどございます。1つが資料4-2の8ページ、政府調達の苦情処理ということで、WTOの政府調達協定に基づきまして、公正性、競争性の観点から若干おかしいのではないかという調達があったときに、苦情の申立てを受けて、

解決策を提示するという仕組みを設けておるところでございまして、測定指標のところ、「苦情申立てが行われた案件のうち委員会の提案を関係者が受け入れた件数の割合」としているのですが、従前は「紛争当事者が裁判所に提訴したもののうち、委員会の判断の趣旨と異なる判断が下された件数」としていました。要するに、司法の場に行ったときに委員会の判断と違った件数というものをゼロにするという目標でやっていたのですけれども、行政事業レビューなどの議論で、そもそも提訴事例がないのに提訴を前提とした指標はどいうのだという御意見がありまして、こういう形にしてはどうかということで修正をしたものでございます。それが1つ目でございます。

2つ目が17ページ、指標の追加ということでございまして、いわば施策が加わったことで、ある種必然のところでございますが、SDGsの地方公共団体における取組を進めていこうという施策に新たに取り組み始めたところでございます。それに伴いまして、17ページの測定指標として1を加えているところでございます。これは、まち・ひと・しごと創生総合戦略、政府全体の計画の中でKPIとして目標を設定しているものをそのまま入れ込んでいるものということでございます。

3つ目は43ページ、ユニバーサルデザイン推進に関する広報啓発等ということでございまして、これは従前に繰り返し御指摘をいただいております、従前はバリアフリーの認知度を100%にするとしていたところでございますが、100%という目標は難しいだろうということをお願いしております、部局のほうとも相談、検討しまして、別途バリアフリー・ユニバーサルデザインに取り組んでいる功労者表彰に対する推薦数を指標としまして、要するに、こういう推薦数が増えることによって取組自体の広がりや、その取組に関心を持つ人たちの広がりを一定程度見ていくことができるのではないかという考えを置いて、新たにこういう形にしてみようということでございます。

4つ目が44ページ、施策の重点ということで、交通安全対策の総合的な推進を進める中で、高齢運転者の対策というところに力点を置いて取り組むこととした中において、80歳以上の高齢運転者による交通事故防止の目標を加えたということでございます。

5つ目は46ページ、食品安全委員会の下部部会のほうで議論をいただいていたということでございまして、評価基準なりガイドライン、リスク評価書の作成等に引用された割合というのを、従前は研究終了後1年時点としていたのですけれども、これではちょっと短過ぎるだろうということで、2年時点としたという修正です。

資料4-1に戻っていただきまして、新たに参考指標を導入ということでございまして、資料4-2の52ページでございます。前回夏のときに、これは経済統計等々の研修研究機関でございますけれども、研修の測定指標として研修の満足度とか達成度といったものを入れているわけですが、B/Cをきちっと見るための指標も必要ではないかという御指摘もいただきまして、そもそも研修に何人参加しているかというのを参考指標で入れることとしたというものでございます。

次に54ページ、北方領土問題の啓発に関するものでございます。参考指標に1と2とい

うのを入れております。実は独法の北方領土問題対策協会の中期目標については、田辺先生にも御覧いただいたところなのですけれども、その中でもどれだけ国民一般の理解なり関心が高まっているかというのをきちんと見据えてやるべしというのを改めて掲げる中で、こちらにもできるだけ反映をしなければと思ひまして、参考指標1、2を加えたわけですが、参考指標1は、そもそもの全体の理解を測定するものです。ただ、5年に1回の調査なので、なかなか測定指標というわけにもいかないのですけれども、入れたということです。

参考指標の2番目は、若年層の参加拡大に関するものです。より裾野の広い国民運動としての返還運動の推進という点に力を入れるということで、各都道府県民会議等で行われている県民大会への若年層の参加という数値がありましたので、それを参考指標として入れておるといってございまして。これがおおむね指標に関して個別に見直し等を行った点でございます。

資料4-1に戻っていただきまして、3ポツ、総合評価方式で政策評価対象期間、政策評価実施予定時期の変更や、政策に係る基本方針の決定に従って評価の観点を加えたというものがそれぞれ1件ずつあるところでございます。

議題4に係る御説明は以上でございます。

○山谷座長 ありがとうございます。

それでは、今の御説明ですが、御意見、コメントがございましたらお願いいたします。

では、私のほうからコメントですけれども、KPIや独立行政法人の実績評価がございまして、そういった評価と政策評価をつなげていくという方向性は非常に大事なことなので、今回の2ポツの③あたりの話は非常にいいのではないかなと思います。だから、それをもう少し広げていく努力をしていただきたい。特にKPIなどもかなり大事な指標ですので、実績評価等の指標として有効活用していただくといいのかなと思います。私からは以上です。

いかがですか。

○田辺委員 現実な対応だと思います。例えば国際広報のところ、毎年は事後評価をやらないだろうと。ただ、思うのは、サンプルが毎年変わっているので、そこはある意味精度を上げて、時間を置いてちゃんとした調査をやるというほうが現実的かなと思います。

あと、児童手当も、もらえるのにもらっていない人がいるという気はするのであります。そういうのは広報の問題が若干残るのだと思いますけれども、実際97%ですから、ここから例えば100%まで持っていくというのは結構厳しいわけでありまして、そこら辺、最低限、現状維持できたらいいかなという気がします。

測定指標の変更のところも実際的で、かつ上位の計画などの中で何か加わったものがこちらのほうに反映されるという図式をとっていると思いますので、それなりに納得できるものかなと思います。

北方領土のところはなかなか難しい問題があるとは思いますが、実際は、内閣府で出した目標を受けて北方領土問題対策協会が計画に落とし込んでいきますので、広報

関係ですので、すぐに成果が出てくるという感じは分からないのですが、ただ、2つ入れていただいた参考指標のところ、少なくとも北方領土の問題に関して5年に1回内閣府の調査をやっていますから、それをきちっと数値として把握するというのと、危機感としては、北方領土問題に関して若年層の認識が下がってきて、国民の問題だと捉えられていないというのはそのとおりだと思いますけれども、そこにターゲットを絞って広報をやりましょうということなので、達成するのはなかなか簡単ではないと思うのですが、ただ、それを見ていかない限り数字がとれないとか、何をやらなければいけないかということを考える前段階の数字として非常に必要なことでありますから、これは内閣府で出すことによって、独法のほうがそれを反映して頑張る。どういうふうにするかは、ある意味独法に考えてもらう、サイクルを回すという意味でも必要な作業かなという感じがしたということでございます。

○河田課長 余談的になりますが、NHKのOBの方が北対協の新しい理事長になられますので、若者を含めた北方領土問題の広報について御指導いただきながらやっていただけるのかなと思っております。

○田辺委員 北方領土問題対策協会は2つ事業があって、広報と融資をやるので、全然違うことを一つの組織でやっているという問題はあると思いますが、ただ、どちらも曲がり角に来ていまして、若者が知らないということと、あと融資をしてきた年齢層が亡くなってしまうという話、この2つをきちっと解決していただくということを内閣府のほうでお書きいただくのは必要なことかなと思います。

○山谷座長 どうぞ。

○南島委員 北対協については御指摘のとおりだと思っております。

今、御説明いただいた資料4-1で、恐らく来年の今頃に、同じようにされるのだと思うんですね。私が気になっているのは先ほどのEBPMでございまして、基本計画でうたわれたので、3年間これをされるわけですね。そうすると、来年の今頃どういう説明をされるのかなと。そちらのほうに頭が行っておりましたが、政策評価の体系をどう整理するかということ、事前分析表についていろいろ重点化したり、指標を見直したりされるという御説明と、総合評価方式に追加したものをどう取り扱うのかというお話を来年この場で御説明される際に、EBPMの推進ということで、基本計画に基づいてどうバージョンアップされたのかということについて御期待を申し上げたいと思います。

○山谷座長 よろしゅうございますね。

(「はい」と声あり)

○山谷座長 ありがとうございます。それでは、議題4は以上にいたします。

では、最後の議題5「今後の予定」について、事務局から御説明をお願いいたします。

○橋爪課長補佐 資料5でございます。一部基本計画について御指摘いただいた点を持ち帰らせていただきまして、その報告を経て、部内で決裁をして、本日御意見をいただいたものについては決定に向けて動かさせていただきたいと思っております。

年度が明けまして、今度は29年度の政策についての事後評価をしていく段階でございますので、それを年度明けから部局と相談等しながら調整しまして、昨年の夏にも評価に関しては、本日の参考資料にも御意見等をつけておりますが、そういった点を踏まえて部局とやりとりをしていきたいと思っておりますのでございます。

7月から8月にかけてのどこかでまた懇談会を開催させていただきまして、評価書について御意見をいただくということを予定しておりますので、引き続きどうぞよろしくお願い申し上げます。

○山谷座長 ありがとうございます。

実際に評価書ができ上がるというのはいつぐらいなのですか。昔、5月の連休明けとか言っていたのですけれども。

○事務局 部局の原案は5月末頃に一旦提出していただき、その後調整して、最終的には7月頃に案として先生方にお見せできればと思っております。

○山谷座長 分かりました。ありがとうございます。

今のスケジュールでよろしいですか。

○田辺委員 はい。

○南島委員 はい。

○山谷座長 それでは、今のスケジュールの御説明で特段意見はございませんので、今後については事務局からの説明のとおり進めさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

それでは、議題は全て終わりましたので、次期懇談会につきましては、平成29年度内閣府本府政策評価の事後評価案を主な議題として、先ほど御説明がありましたとおり、8月頃を目途に開催したいと思います。

以上をもちまして、第28回内閣府本府政策評価有識者懇談会を閉会いたします。

皆様、本日はどうもありがとうございました。